

的な学習に取り組んでまいり
ます。

また、不登校児童生徒への
学習支援と学校復帰への意欲
の向上に向けて学習用端末を
活用したりするなど、一人一
人の学びを保障しつつ、その
質を高めてまいります。

外国語教育については、A
LT(外国語指導助手)を継続
して複数配置し、小学校から
中学校まで生きた英語教育を
実践して、豊かな国際感覚が
育まれるよう支援します。

あわせて、校長会、教頭会
と緊密に連携を図りながら、
最前線で教育活動を担う教員
の実践的な指導力を高める研
修を積極的に推進してまいり
ます。

2. 小中一貫型コミュ ニティ・スクールの 充実

八雲町における「小中一貫
型コミュニティ・スクール」
の取組は、7年目を迎え、中
学校区における学校運営協議
会を中核に据え、地域・保護
者はもとより中学生、高校生
とも一体となった教育活動の

ほか、八雲町の歴史や文化、
産業に関する学習機会やキャ
リア教育を支援する活動が展
開されるなど、「社会とともに
ある学校」の具現化が図られ
てきています。

今後、学校運営協議会の
代表により構成する「八雲町
コミュニティ・スクール連絡
協議会」を通じて、それぞれ
の取組の成果や課題を共有し
たり、その取組を町内に広く
周知したりすることにより、
参画する保護者や地域の方々
の意識の高揚に努めてまいり
ます。

小中一貫教育においては、
各中学校区内で目指す15歳の
姿を共有し、その実現のため
、義務教育9年間を一つの
まとまりとして捉え、小学校
と中学校を円滑に接続する教
育課程を編成するとともに、
系統性・連続性を踏まえた学
習指導による確実な学習内容
の定着を一層図ってまいりま
す。

3. 誰一人取り残すこ とのない教育の充 実

子どもたちが、互いに思い
やり、支え合いながら社会の
一員として生きていくために
は、健やかな心身の成長が極
めて大切であり、それぞれの
発達段階や状況に応じた適切
な教育環境を整えることが重
要であると考えております。

八雲町が独自に導入してい
る、八雲小学校の低学年にお
ける25人編成の少人数級指
導により、極めて重要な小学
校低学年段階の教育環境を整
え、心身の発達を含めた知・
徳・体のすべてにわたる義務
教育期間の基盤を確かなもの
にし、望ましい生活習慣の確
立や学力向上など、一人一人
の状況に応じたきめ細かな教
育を推進します。

「いじめ」や「不登校」など、
子どもたちを取り巻く様々な
問題については、これまで取
り組んできた教育相談やス
クールカウンセラーの活動に
加え、昨年度から実施してい
るピア・サポート事業をすべ
ての小・中学校に拡充し、子

どもたちの助け合いや支え合
いの気持ちをもより高め、自己
有用感を育み、子どもたちの
心身の健全な育成を推進して
まいります。

特別支援教育においては、
個々の教育的ニーズに応じた
支援を行うため、特別支援教
育支援員を適切に配置し、発
達障がい等の特別な支援が必
要な児童生徒の進級・進学に
向け、関係部署との連携の
下、継続した支援や適切な教
育環境の確保に努めてまいり
ます。

また、関係機関が一堂に会
する「特別支援教育連携協議
会」の開催により、特別支援
の諸課題の解決方向や卒業後
も見据えた継続的な支援体制
の構築について議論を進める
とともに、各学校に向いて
行う発達障がい等の理解や家
庭支援のための研修を引き続
き実施してまいります。

経済的理由により就学困難
と認められる世帯に対して行
う就学援助については、制度
の周知を徹底し、必要とする
時期に適切な支援が実施でき
るよう継続して取り組むこと
も、高校や大学等への進学

者に対する奨学金の貸付事業
や、農漁業、商工業後継者に
対する養成奨学費の助成を引
き続き実施してまいります。

食に関する指導について
は、栄養教諭を中核として地
域の生産者等の協力を得た授
業を行ったり、地元食材を一
層積極的に活用したりするな
ど、子どもたちが食に関する
正しい知識や望ましい食習慣
を身に付けるとともに、食を
通じて郷土への理解を深める
ことができるよう取り組んで
まいります。

食物アレルギーを有する子
どもには、引き続き「八雲町
立学校における食物アレル
ギー対応指針」等に基づき、
対応食を調理し提供してまい
ります。

また、平成30年度から実施
している学校給食費無償化
は、保護者負担を軽減し、安
心して子育てができる環境の
充実を図る重要な支援策であ
ることから、引き続き実施し
てまいります。